

ジェイティービー健康保険組合 総合健診（人間ドック）受診規程

（平成13年3月14日健保名称変更）

（平成22年4月1日一部改定）

（平成23年4月1日改定）

（平成26年4月1日改定）

（平成31年4月1日改定）

（令和2年4月1日改定）

（令和4年4月1日一部改定）

（令和5年4月1日一部改定）

（目 的）

第1条 ジェイティービー健康保険組合（以下「健保組合」という。）は、被保険者及び被扶養者の生活習慣病及びその他の疾病を未然に防ぎ、健康維持向上のため、人間ドック検査を実施する。

2 人間ドックを利用するときは、この規程の定めるところによる。

（受診資格者）

第2条 原則として、満35歳以上の、被保険者並びに健保組合において承認されている被扶養者（配偶者及び同居している父母）。

2 満35歳未満の者で、健保組合が特に受診することを認めた者。

3 同一年度内に健保組合が実施する生活習慣病予防健診(被扶養者健診・任意継続者健診)また事業主が実施する定期健康診断を受診していない者。

（医療機関）

第3条 この適用を受ける医療機関とは、健保組合と一般財団法人日本健康開発財団東京・八重洲総合健診センター、株式会社ベネフィット・ワン（＝以下「委託健診機関、健診代行機関」という）との契約により指定された医療機関をいう。なお、委託健診機関、健診代行機関との契約による医療機関の詳細については、ホームページ等に掲載するものとする。

(補助金額)

第4条 健保組合は第3条に掲げる医療機関の人間ドックを利用したものに対して、次のとおり補助する。

① 一般財団法人日本健康開発財団 上限定額 25,000 円

② 株式会社ベネフィット・ワン 上限定額 20,000 円

2 人間ドックの補助は、1年度につき1回とする。

(利用手続)

第5条 人間ドックを受診希望する者は、委託健診機関、健診代行機関が契約する医療機関にWEB等で直接予約を行うこととする。

(補助金額の支払)

第6条 健保組合は、第3条に掲げる委託健診機関、健診代行機関の契約により指定された医療機関での受診者については、第4条で定める補助金額分を請求に基づき支払う。受診者は補助額との差額分を各医療機関の窓口で支払う。

2 前項の委託健診機関、健診代行機関との契約により指定された医療機関以外での受診者については、補助金はありません。

(損害賠償)

第7条 委託健診機関、健診代行機関が契約する医療機関の設備または備品等を毀損、滅失した時は利用者がその賠償の責を負うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項について健保組合は、その都度関係者と協議し、理事会がこれを決定するものとする。

附 則

1.この規程は昭和36年4月1日から施行する。

2.昭和50年4月1日改正

3.平成 1年4月1日 第4条 補助金額の改定

4.平成 4年4月1日 第4条 補助金額の改定

5.平成11年4月1日 第2条の改定

6.平成14年4月1日 第4条3項の追加

- 7.平成22年4月1日 第3条1項医療機関の改定、第5条1項手続きの改定
第6条1項支払方法の改定、第2項の追加
- 8.平成23年4月1日 第3条1項医療機関の改定、第5条1項手続きの改定、第6条1
項の支払方法の改定、第2項の医療機関の改定、第7条1項の改定
- 9.平成26年4月1日 人間ドックの予約・精算等の委託期間が変更となったため、第3
条、5条、6条。7条の一部を改定
- 10.平成31年4月1日 委託医療機関の改定
- 11.令和2年4月1日 第4条 補助金額の改定
12. 第2条の3の条文を追加、第3条の医療機関及び掲載媒体を訂正、第4条の補助範囲
及び補助金額を改め、令和4年4月1日から施行する。
- 12.第4条の補助金額を改め、令和5年4月1日から施行する。